

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限の取扱いについて

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 854 号
令和 4 年 9 月 12 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 砂川博司

ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限の取扱いについての通知となっております。

ラゲブリオカプセルについて、追加で得られた安定性データを踏まえ、令和 4 年 8 月 30 日に、室温での有効期間を 24 か月から 30 か月に延長する届け出がなされており、この有効期限は現在流通している製剤にも適用可能と判断されました。

具体的には、有効期限が 24 か月であるという前提で使用期限が外箱及びボトルラベルに印字されて、現在、流通し使用されている製剤についても、有効期限が 30 か月である製剤として取り扱って差し支えないこと、変更後の使用期限は別添に記載されているとおり、印字されている使用期限より 6 か月長いものとして取り扱うこと、使用期限の短い製剤から使用していただくことが示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限の取扱いについて

(令和 4 年 9 月 6 日 (日医発第 1057 号)(技術))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課 : 赤嶺
TEL : 098-888-0087 FAX : 098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



事 務 連 絡
令 和 4 年 8 月 30 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ラゲブリオカプセル 200mg（成分名：モルヌピラビル）の有効期間が 24 か月から 30 か月に延長されたこと等を踏まえ、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県等におかれましては、医療機関及び薬局に対し、本事務連絡に基づいて本剤の使用期限を取り扱っていただくよう周知をお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取り計らいいただくようお願いいたします。

記

1 ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限について

(1) 使用期限の変更について

ラゲブリオカプセル 200mg については、追加で得られた安定性データを踏まえて、令和 4 年（2022 年）8 月 30 日に、室温での有効期間を 24 か月から 30 か月に延長する届出がなされ、この有効期間は現在流通している製剤にも適用可能と判断いたしました。

他方、有効期間が 24 か月であるという前提で使用期限が外箱及びボトルラベルに印字されている製剤も、現在流通し、使用されているところです。

新型コロナウイルス感染症治療薬は、貴重な薬剤であり、これを無駄にせず有効に活用する観点から、このような製剤については、有効期間が 30 か月である製剤として取り扱って差しつかえないこととしました。

(2) 見分け方及び取扱いについて

使用期限が令和 6 年（2024 年）1 月 31 日まで又はそれ以前となっている

製剤については、有効期間が24か月であるという前提で外箱及びボトルラベルに印字されているものですので、変更後の使用期限は別添に記載のとおり、印字されている使用期限より6か月長いものとして取り扱うようお願いいたします。

2 使用期限の短い製剤の優先使用について

新型コロナウイルス感染症治療薬は、貴重な薬剤であり、これを無駄にせず有効に活用する観点から、使用期限の短い製剤から使用していただくよう改めてお願いいたします。

以上

ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限について

ラゲブリオカプセル 200mg については、令和 4 年（2022 年）8 月 30 日に、室温での有効期間を 24 か月から 30 か月に延長する届出がなされました。

他方、使用期限が令和 6 年（2024 年）1 月 31 日まで又はそれ以前となっている製剤は、有効期間が 24 か月という前提で使用期限が外箱及びボトルラベルに印字されています。

これらの製剤については、貴重な薬剤を無駄にせず、有効に活用する観点から、添付文書上の保存方法を遵守した製剤については、下記の「使用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

（令和 4 年 8 月 30 日時点）

ロット No	印字されている使用期限 (有効期間 24 か月のもの)	使用して差しつかえない期限 (有効期間 6 か月延長後)
U032863	2023/1	2023/7
U034109	2023/1	2023/7
U034110	2023/1	2023/7
U034231	2023/1	2023/7
U035936	2023/1	2023/7
U037254	2023/1	2023/7
W000716	2023/1	2023/7
W001258	2023/1	2023/7
W001864	2023/1	2023/7
W001865	2023/1	2023/7
W001866	2023/1	2023/7
W001867	2023/1	2023/7
W001868	2023/1	2023/7
W001871	2023/2	2023/8
W001873	2023/2	2023/8
W003584	2023/2	2023/8
W004434	2023/2	2023/8
W004791	2023/2	2023/8
W004792	2023/2	2023/8
W005504	2023/2	2023/8
W005514	2023/2	2023/8
W006008	2023/2	2023/8
W006781	2023/2	2023/8
W007116	2023/7	2024/1

W007589	2023/8	2024/2
W007874	2023/8	2024/2
W011644	2023/11	2024/5
W011680	2023/12	2024/6
W012661	2024/1	2024/7
W013296	2024/1	2024/7
WB00001	2023/8	2024/2
WB00002	2023/8	2024/2
WB00003	2023/8	2024/2
WB00004	2023/8	2024/2
WB00005	2023/8	2024/2
WB00006	2023/8	2024/2
WB00007	2023/8	2024/2
WB00008	2023/8	2024/2
WB00009	2023/9	2024/3
WB00010	2023/9	2024/3
WB00011	2023/9	2024/3
WB00012	2023/11	2024/5
WB00013	2023/11	2024/5
WB00014	2023/11	2024/5
WB00015	2023/11	2024/5
WB00016	2023/12	2024/6
WB00017	2023/12	2024/6
WB00018	2024/1	2024/7
WB00019	2024/1	2024/7
WB00020	2024/1	2024/7
WB00021	2024/1	2024/7